

厳美地区 地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
一関市	令和3年3月25日	
対象地区名(地区内の集落名)		
上野、宿、照井、滝ノ上、竹沢		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	215.24 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	169.87 ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	24.12 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.84 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.00 ha
④ 地区内において今後中心経営体引き受ける意向のある耕作面積の合計	23.01 ha
(備考)	

注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引き受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

上野地区は、現状、中心的な担い手がいなく、今後担い手候補になりそうな人はいる。ただし、担い手だけに農地を集約することは難しく、各戸が耕作を続けていくことで農地を維持していかなければならない状態。
宿地区は、平坦な農地がまとまっており、比較的条件的の良い農地が多い。何人かの担い手で、作業受託や農地の受け手として農地を集積しようとしているが、今後、引き受けが増えていくにあたっては、効率よく作業ができるような仕組みが必要。
照井地区は、集落内に規模拡大志向のある担い手はいるが、集落内の農地を維持していくためには、地区の共同取組活動を通じて新たな担い手も育てていく必要がある。
滝ノ上地区は、集落内に担い手がほとんどいないため、多くの人が集落外の人に農地を貸している。厳美地区内の担い手がまとまって借りてもらえれば良いが、地区外の担い手が多くなってきている。
竹沢地区は、認定農業者が5経営体おり、今後の農地の引き受けについてもある程度は可能だが、今後リタイアする人が多くなってきた場合、農地の維持に不安がある。
厳美地区全体として、鳥獣、特にイノシシによる農作物被害が拡大しており、水稻やいも類の食害や踏みつけ、農地・農道の掘り返しなど、営農意欲の減退にもつながっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

上野地区の農地利用については、集落内の担い手候補を育成しながら、入作を希望する認定農業者の受入を図ることで対応していく。
--

宿地区については、中心経営体である4経営体が中心的に担っていくほか、中山間地域等直接支払交付金協定組織や多面的機能支払交付金活動組織が連携して農地の保全に努める。
照井地区については、中心経営体である認定農業者2経営体が中心的に担っていくほか、中山間地域等直接支払交付金協定組織や多面的機能支払交付金活動組織が連携して農地の保全に努める。
滝ノ上地区については、厳美地区の経営体を中心に入作を希望する認定農業者の受入を図ることで対応していく。
竹沢地区については、中心経営体である認定農業者5経営体が中心的に担っていくほか、中山間地域等直接支払交付金協定組織や多面的機能支払交付金活動組織が連携して農地の保全に努める。

- 注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 地域での共同取組活動の維持・検討	中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、農道、水路の整備や草刈等を行っている。今後も共同取組活動を継続し、これまで培ってきた地区のコミュニティを維持しながら、耕作放棄地の発生防止や農業生産の維持を図っていく。 上野地区については、中山間地域等直接支払交付金を活用した共同取組活動を実施していないことから、今後の農地維持のためにも、活用を検討する。
(2) 鳥獣被害防止対策の取組	地域による鳥獣害対策として、侵入防止柵の設置や狩猟免許の取得促進などに取り組む。
(3) 農地中間管理機構の活用	中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(4) 組織化の検討	宿地区については、担い手の農作業受託が進んでいるが、次のステップとして、担い手による組織化を検討する。
(5) マスタープラン話合いの継続	マスタープランの実践のためには、話合いの継続は重要であり、各地区において、様々な話合いの機会を利用しながら、マスタープランに係る話合いを継続する。

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	7 人	法人
② 認定新規就農者	1 人	法人
③ 集落営農組織	組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	0 人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	4 人	法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	52.12 ha	215.24 ha	24 %
今後	75.13 ha	215.24 ha	35 %